



【注意事項】

- ※1 ■長期優良住宅法第5条第1・2・3項認定申請
 確認書等を添えた新築一戸建ての住宅(手数料18,000円)の認定申請手続きのみ可能です。
- 消費性能向上計画の認定申請・変更認定申請／
 低炭素建築物新築等計画の認定申請・変更認定申請
 適合書(登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関による適合証明書)を添えた新築一戸建ての住宅(手数料5,000円)の認定申請手続きのみ可能です。
- ※2 工事を伴う場合で、「建築確認を事前に得ている場合」又は「建築確認が不要な場合」は、土木事務所からの「申請受付メール」を受信することで着工が可能です。
 ただし、認定審査中に着工した住宅の計画について、大規模な変更等の理由により再申請をすることが必要となった場合などでも、再申請を受理することはできません。また、法に定める認定基準に適合しなければ、着工後であっても認定を受けることはできません。
- ※3 クレジットカード又は PayPay による電子納付のみとなります。
 案内メールを受信後7日以内に納付してください。
- ※4 認定書は土木事務所窓口で交付します。郵送を希望する場合は、切手を貼った返信用封筒又はレターパックを土木事務所に提出することで、郵送により交付することも可能です。
 申請時に希望される受け取り方法を選択してください。
 なお、收受印を押した申請書第一面は電子で返却します。